

第4節 大気・水環境等の保全

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2022年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	
大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100.0
				100					
				○					
水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100.0
				100					
				○					
土壌汚染拡散防止率	%	増加	96	97	98	99	100	100	100.0
				100					
				○					
苦情相談解決率	%	維持	93.2	95	95	95	95	95	95.0
				97.9					
				○					
化学物質排出量	t	減少	22.1 (2020年)	基準値以下					基準値以下
				15.9					
				○					

【現状及び課題】

◆大気・土壌・水質汚染に係る目標指標は全て達成

全ての目標指標について目標達成しており、健康で安心して暮らせる環境づくりが順調に進んでいると考えられます。引き続き大気・水環境等の保全に努めます。

主な施策の実施状況

4-1 大気環境の保全

4-1-1 大気環境の保全

○大気汚染状況の常時監視

二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質等の大気汚染物質について、「環境大気常時監視マニュアル」等に基づき、市内5か所の常時監視測定局（一般局：東所沢・北野・中富、自排局：航空公園・和ヶ原）において常時監視機器を用い、計測・調査を行いました。当該常時監視により、大気汚染防止に係る施策の基礎資料としています。

2024年度の大気汚染に係る環境基準の達成状況につきましては、概ね達成しましたが、光化学オキシダント1項目のみ環境基準が達成できませんでした。

○大気規制対象事業所検査

ばい煙の排出状況や施設の管理状況などの遵守状況を以下のとおり検査しました。（ばい煙排出状況の行政検査や報告の徴収を含みます。）

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への立入検査等の実施

第4節 大気・水環境等の保全

- ③排ガス、施設稼働状況、自主測定結果等について、規制基準との適合状況の確認
- ④規制基準に適合しない事業所等へ改善指導

■大気汚染防止法等に基づく規制対象施設の立入検査状況（2024年度） [延べ数]

	届出数		立入検査数		備 考
	上段：事業所数	下段：施設数	上段：事業所数	下段：施設数	
ばい煙発生施設 [ボイラー、金属溶解炉、廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	86 143		2 4		K値規制、濃度規制、総量規制等 排ガス測定 4件、報告徴収88件(※2)
一般粉じん発生施設 [鉱物又は土石の堆積場等の一定規模以上のもの]	11 46		5 24		管理基準 報告徴収22件
特定粉じん排出等作業(※1) [一定濃度以上の石綿が使用されているものの解体、改造及び補修工事]	10 10		11 11		作業基準（アスベスト）
水銀排出施設 [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2 4		2 4		濃度規制（水銀及びその化合物） 排ガス測定 4件
特定施設（大気基準適用施設） [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2 4		2 4		濃度規制（ダイオキシン類） 排ガス測定 4件
指定粉じん発生施設 [セメント製造のパッチャープラント等]	13 55		7 24		管理基準 報告徴収30件
指定炭化水素類発生施設 [燃料の地下タンク等で一定規模以上のもの]	32 79		15 31		構造基準 報告徴収42件
指定届出施設 [廃棄物焼却炉]	20 26		20 26		濃度規制、構造・維持管理基準 排ガス測定 8件

※1 特定粉じん排出等作業については、届出数においては、上段：届出件数、下段：作業件数、立入検査数においては、上段：届出があった現場への立入件数、下段：作業件数である。

※2 報告徴収は、施設数である。

4-2 水環境の保全

4-2-1 水環境の保全

○公共用水域等汚濁状況の常時監視

埼玉県及び所沢市が定めた公共用水域水質測定計画に基づき、pH などの生活環境項目、カドミウム等の健康項目等について、市内主要河川の水質と河川底質の調査を行っています。

二柳橋（柳瀬川）及び中橋（東川）の環境管理目標（※）の達成状況

環境管理目標の指標項目	測定項目	二柳橋 （柳瀬川）	中橋 （東川）	目標超過内容
健康項目	カドミウム、鉛等全 27 物質	○	○	無し
生活環境項目	pH、DO、BOD、SS	○	○	無し
生活環境項目 （水生生物保全）	全亜鉛、ニルフェール	○	○	無し

（※）環境管理目標とは、「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版」において、所沢市が独自に定めた河川水質評価基準（柳瀬川に適用される環境基準(C 類型、生物 B)）であり、二柳橋（柳瀬川）、中橋（東川）で評価することとしています。

○水質規制対象事業所検査

排水の状況や施設の管理状況など、法令に基づき、その遵守状況を検査しました。

第4節 大気・水環境等の保全

また、立入検査により各事業所から公共用水域へ排出される汚濁物質を削減し、水質汚濁を防止しています。

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への立入検査等の実施
- ③採水した水質・施設の稼働状況・自主測定結果について規制基準との適合状況の確認
- ④規制基準に適合しない事業所等への改善指導

○下水道管渠布設事業

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、2020年度から2024年度迄の5か年計画で「第1次市街化調整区域下水道整備計画」に基づく第4期整備事業を実施しました。(汚水管布設工事7件、下水道普及率95.4%)

4-2-2 健全な水環境の推進

○適切な農地の利用

農地法で定められた農地利用状況調査を行い、遊休農地や遊休農地になるおそれがある農地について、除草や耕作再開の指導、利用意向調査の実施及び新たな担い手への貸し付け等の促進を図っています。

○地下水のかん養対策

所沢市雨水浸透施設設置促進要綱に基づき、希望者には申請による雨水浸透柵の材料支給を実施しています。

4-3 土壌・地盤環境の保全

4-3-1 土壌汚染対策等の推進

○土壌汚染・土砂たい積対策事業に関する事務

土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、3,000m²以上の土地の改変や過去に有害物質を取扱っていた施設があった場合などに提出される届出を受理しました。

また、所沢市土砂のたい積の規制に関する条例に基づき、500m²以上3,000m²未満の土砂をたい積する場合に提出される許可申請又は届出を受理しました。

- [2024年度実績] 土地の形質の変更の届出の受理(土壌汚染対策法第4条第1項) 8件
特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書(県条例第79条、80条) 9件
土砂のたい積許可申請書(市条例第5条第1項) 3件

4-3-2 地盤沈下対策の推進

埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、地下水の採取を制限することにより地盤沈下対策を推進しています。引き続き県とも歩調を合わせ、対策を推進します。

4-4 生活環境対策の推進

4-4-1 騒音・振動及び悪臭対策等の推進

○騒音・振動の防止に係る啓発

騒音による公害防止を目的として、騒音測定器を貸し出しています。

[2024年度実績] 貸出件数：10件

第4節 大気・水環境等の保全

○北野下富線道路築造事業

道路舗装工事において、排水性舗装というアスファルト合材を使用しました。排水性舗装を使用することにより、道路表面の微小な隙間から雨水が排水されることで路面の安全性が向上し、タイヤと路面が接する音も隙間に入り込むことで騒音が抑制されます。

4-4-2 公害等苦情相談の対応

○公害等苦情相談事業

騒音、振動、悪臭をはじめとする各種公害にかかる苦情相談を電話・メール・窓口等を通して受け付け、苦情発生源の調査や指導、助言等を行い、解決を図っています。

[2024年度相談件数] 96件（大気汚染：17件 騒音：17件 振動：2件 悪臭：60件 その他：0件）

4-4-3 ヒートアイランド対策の推進

○里山保全地域等指定整備事業

市内に残る貴重な緑地を保全するため、地権者等の協力を得ながら、里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定、公有地化等を行っています。

[2024年度実績] 地域制緑地の指定面積：3.10ha（三ヶ島一丁目里山保全地域（2.64ha）、菩提樹池里山保全地域（0.01ha）、北野南二丁目里山保全地域（0.39ha）、上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域（0.06ha））
公有地化面積：2.51ha

4-5 化学物質の環境リスクの管理

4-5-1 化学物質の管理の強化

○特定化学物質排出量等把握に関する事務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について市内の対象事業者の環境への排出量・移動量・取扱量を集計しました。

[2023年度結果（最新）] 上記化学物質の市内の総排出量：15.9 t 総移動量：8.9 t

上記化学物質の市内の取扱量：16658.4 t

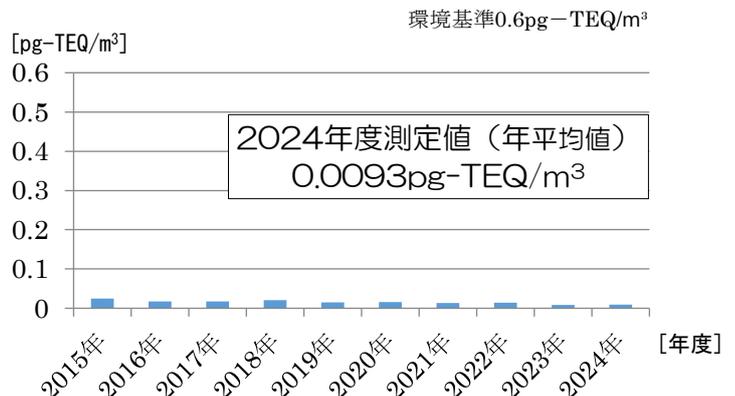
4-5-2 ダイオキシン類等の対策の推進

○ダイオキシン類による汚染状況の常時監視事業

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類の調査を行っています。2024年度の調査では、大気、水質、土壌とも全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準を達成しました。

また、廃棄物焼却炉の設置者に対して、規制基準を遵守するよう立入検査や指導等を行い、各施設から排出される汚染物質を削減し、大気汚染を防止しています。

■大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



第4節 大気・水環境等の保全

○放射性物質による環境汚染の監視・対処

市内の放射線量を定期的に測定し、その結果等の情報を市民に公表するとともに、市民への測定器貸出や相談などの対応を行っています。市内の放射線量の測定値を基にして年間換算値を算出したところ、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般の人の平常時の放射線量の限度（自然放射線等を除く）である年間1mSv（ミリシーベルト）を下回っていました。

■空間放射線量の測定結果の概要（2024年度）

測定日	測定値(単位：μSv/h)	年間換算値(単位：mSv/年)
2024年5月9日	0.01～0.06	0.05～0.32
8月8日	0.02～0.05	0.11～0.26
11月7日	0.01～0.04	0.05～0.21
2025年2月20日	0.02～0.05	0.11～0.26

※ 市内10地点を測定